

# 建築基準法第43条第2項第二号許可制度の運用実態に関する研究 —京都市を事例として—

A study on building permission systems based on Building Standards Act 43.2.2  
—a case study of Kyoto City—

岡野遼太郎<sup>1</sup>・岡井有佳<sup>2</sup>

Ryotaro Okano and Yuka Okai

<sup>1</sup>立命館大学大学院 理工学研究科環境都市専攻 博士課程前期課程 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)

Graduate Student, Graduate School of Science and Engineering, Ritsumeikan University

<sup>2</sup>立命館大学教授 理工学部環境都市工学科 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)

Professor, Ritsumeikan University, Dept. of Civil Engineering

The narrow streets in densely built-up areas have disaster prevention problems. It is necessary to improve disaster prevention capabilities in the area by rebuildings. The site for the building must be connected to a street with a width of 4 meters or more. Therefore, buildings connected to narrow street by utilizing the building permission system based on Building Standards Act 43.2.2. This study aims to clarify the actual condition of building permission systems based on Building Standards Act 43.2.2 in the case of Kyoto City and give suggestions to the operation of the building permission system.

**Keywords:** *building standards act, densely built-up areas, narrow streets*

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景・目的

現在、日本では整備すべき密集市街地が約25,000ha存在し、大都市圏を中心に分布している<sup>1)</sup>。密集市街地は、老朽化した木造の建築物が密集していること、狭あいな道路や行き止まり路が多いこと等からみられるように、道路、公園等の公共施設が十分でないこと、敷地規模が狭小であること、接道義務等に不適合な建築物が多いこと、等の市街地特性を一般的に有している<sup>2)</sup>。特に、老朽化した木造建築物が多く存在する密集市街地では、地震等の災害による建物の倒壊や、火災時に木造であるために延焼被害が拡大する等といった危険性を多く抱えている。さらに密集市街地には、道路幅員が4m未満である細街路<sup>(1)</sup>や行き止まりの道路が多く存在し、これらの道路に接道する敷地の建築物は、災害時に想定される様々な被害を最小限に抑えるために、早急に建替えを促進する必要がある。

しかし、密集市街地での建替えは、一般の市街地と比べると建替えが進みにくい。その要因の1つに、建築物の敷地は、建築基準法（以下、「建基法」とする。）第42条で定められている幅員4m以上の道路に2m以上接道していなければならない（建基法第43条第1項）という接道義務のため、細街路沿いの建物は建替えができず建物更新が進みにくいという現状がある。ただし、建基法第42条にて定められている道路に接道できていない場合でも、敷地周辺に広い空地を有し、国土交通省令で定める基準<sup>(2)</sup>を満たすものであれば、建築審査会の同意を得て、特定行政庁が許可を出すことによって、建基法第43条第1項の規定を適用除外し、細街路沿いの建物の建替えが可能になる（建基法第43条第2項第二号）。この接道義務規定の例外的許可制度（以下、「建基法第43条第2項第二号許可制度<sup>(3)</sup>」とする）は、建物の建替え時に中心線から2m後退させ

ることにより、将来的には通路全体で4m拡幅を実現することを条件としているケースが多い<sup>3)</sup>ため、この許可制度を用いることで細街路の建物更新と拡幅を一体的に行うことができ、密集市街地改善の効果が期待できる。

京都市では、市内に多く存在している木造密集市街地の解消、京都らしい歴史的な街並みの保全のために建基法第43条第2項第2号許可が積極的に運用されている。建基法第43条第2項第2号許可制度運用において他の自治体では、一般的に包括同意基準を定め、その基準を満たすものについては建築審査会に諮る前に包括的に許可を下し、建築審査会には事後報告とし、また、基準を満たさないものについては個別に審査を行い<sup>4)</sup>、許可を下すかどうかを決定する。一方、京都市では包括同意基準に加えて個別同意基準を定めている。包括同意基準については他の自治体と同様に運用し、個別同意基準については、その基準を満たすものを建築審査会に諮り、建築審査会で個別に審査し許可の可否を判断する。このように、他都市で個別に審査の対象となるものについても、基準を設けることで、審査の円滑に行っている。原則として、包括同意基準も個別同意基準も満たさないものについては、建築審査会に諮られず許可が下されない。このように多くの木造密集市街地を抱えており、独自のルールがある京都市の建基法第43条第2項第2号許可制度の実態を把握することは、今後の京都市における当制度運用の円滑化や全国の密集市街地における建基法第43条第2項第2号許可の運用において有益であると考えられる。

そこで本研究では細街路が多く存在し、古い建物の建替えが喫緊の課題となっている京都市を対象に、京都市の建基法第43条第2項第2号許可の個別許可事例を分析し、当制度の運用実態を明らかにすることで、当制度運用の円滑化に対する示唆を与えることを目的とする。

## (2) 研究の位置づけ

建基法第43条第2項第2号許可に関する研究では、有田（2008）<sup>3)</sup>が43条但し書き許可について各特定行政庁が定めている基準の比較と連坦建築物設計制度の運用実態について分析し、それらの活用について言及している。有田ら（2000）<sup>4)</sup>は東京都を対象に許可適用事例をタイプ分けし、特徴を明らかにしたうえでそれぞれの問題点と今後の活用について考察している。東京区部での建基法第43条第2項第2号許可運用について、加藤ら（2001）<sup>5)</sup>は東京23区のそれぞれの許可基準を比較検討し、その実態を把握した。そして、これらの制度により住環境の改善へつなげていく可能性について考察している。また、有田ら（2000）<sup>6)</sup>は東京都中野区の接道困難敷地の分布状況とその実態の把握より制度の適用可能性を検討し、建基法第43条第2項第2号許可のあり方を考察しており、実際の許可事例を扱ったものではない。そこで本研究では、京都市を対象に建基法第43条第2項第2号許可制度による実際の個別許可事例について分析し、その運用実態を把握することで、京都市における当制度運用の円滑化、密集市街地改善に対する示唆を与えることを目的とする。

## 2. 京都市における密集市街地と建築基準法第43条第2項第2号許可制度

### (1) 京都市における密集市街地の現状・課題

京都市には、都心部や戦後のスプロール開発が進んだ都心周縁部等を中心に、細街路が市内各地に点在しており、市内の都市計画区域内に、現状で建築物の立ち並びがある細街路は総長約940km、約13,000路線に及んでいる<sup>7)</sup>。

京都市の細街路は、その狭さが固有の景観や空間をつくり出している一方、狭いゆえにこそ様々な課題を有している。特に、京都市では建基法上の道路となる細街路を限定的に扱っている<sup>8)</sup>ため、それ以外の細街路では建替えや修繕が困難である。また、建基法上の道路であっても建替える際には敷地を後退する必要があるが、敷地規模が減じられるため、建替えが進まないという状況がある。こうした細街路には、老朽化した木造住宅が数多く残り、地震時には倒壊や火災が懸念される等、防災上の脆弱性を抱えており、固有の景観や空間を維持・継承しつつ、安全性を高めていくことが課題となっている。また、前述のとおり、細街路において建替え等を行う場合において、法は、原則として、細街路の中心から2mの後退を求められる。そのため、良好な町並みや細街路の空間が残っているところでは、建替えの際に、京都特有の町並みや細街路の空間を維持することが困難であるという課題も抱えている<sup>7)</sup>。

## (2) 京都市における建築基準法第43条第2項第二号許可制度の適用プロセス

京都市において、建基法第43条第2項第二号許可制度を適用するには、まず申請者からの相談を受けて、建築審査会事務局が、その事例が京都市の定めている包括同意基準を満たす包括許可にあたるものか、個別同意基準を満たす個別許可にあたるものかを判断する。包括許可にあたる事例であった場合は、許可申請書を受理して、建築審査会での審議を待たずに、同意書を（建築審査会会長の名前で）発行して許可通知書を交付し、後に建築審査会で一括して事後報告を行う。個別許可にあたる事例であった場合は、許可申請書を受理して、建築審査会で審議が行われる。そこで許可を下しても問題ないと判断されれば、同意書を発行し、申請者に許可通知書が交付される。原則として、京都市では、包括同意基準にも個別同意基準に適合しない場合、本制度は適用されない（図1、表1）。

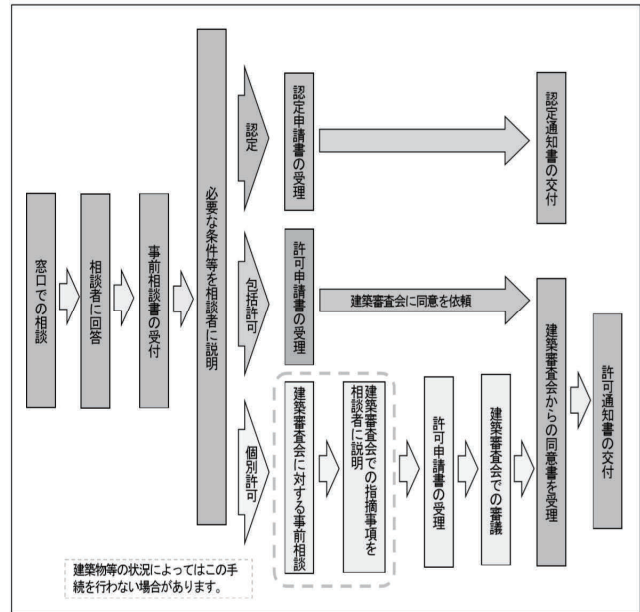


図1 建基法第43条第2項第二号許可制度プロセス  
出典：京都市都市計画局建築指導部建築指導課<sup>8)</sup>

表1 建基法第43条第2項第二号許可基準

包括同意基準	基本事項を備える（定型的な）建築計画の許可は、包括同意としてあらかじめ建築審査会の同意を得ている。
個別同意基準	包括同意基準に適合しない建築計画の許可は、個別同意として個別に建築審査会に諮り、同意を得たうえで許可を行う。

## 3. 京都市の建築基準法第43条第2項第二号許可制度の個別許可事例実態

本章では、京都市を対象に、平成29年4月から令和元年7月の間<sup>6)</sup>で、建基法第43条第2項第二号許可が下された個別許可事例27件を整理する<sup>7)</sup>。これらの事例は、「①その敷地の周囲に広い空地を有する建築物であること。」、「②その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道に二メートル以上接する建築物であること。」、「③その敷地が、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路に有効に接する建築物であること。」、といった国土交通省令で定める基準を基にして策定された「京都市の基準の手引き」<sup>8)</sup>を参照にして分類を行った（表2）。

表2 個別許可事例

	(1) 広い空地における事例	(2) 2階建て3階建て専用住宅新築の事例	(3) 接道長さ2m未満専用通路型路地の事例	(4) 通路権利者の同意に関する事例	(5) 包括にも個別にも適合しない事例	全体
許可件数(件)	7	3	4	8	5	27

### (1) 広い空地における事例

広い空地の事例とは、基準「広い空地内に存し、又は広い空地に2m以上接する敷地の要件」（表3）によって許可された事例である。京都御苑内や寺院内等の歴史的な価値を有する空間での事例が5件、自然緑地や公園等の公共性が高い空間での事例が2件と、全7件である。ある事例では、本許可制度によって建築予定の消防設備の充実のための加圧ポンプを覆う上屋が、景観面において、京都御苑の歴史的価値を下げないか厳重に審査された。

表3 広い空地の要件

項目	条件		同意種別
	敷地	建築物	
対象空地	敷地	適用時の敷地と同じ範囲であること。	/
	防火規定	当該地の規定によること。	
公共機関が管理する公園又は河川法に基づく河川区域	建築物	公園管理又は河川管理の用に供する建築物	包括同意
		適用時の建築物と同じ用途で、適用時建築物の延べ面積の1.2倍以下	個別同意
		市長が公益上必要と認めた建築物	個別同意
寺院・神社の境内地	建築物	適用時の建築物と同じ用途で、適用時建築物の延べ面積の1.2倍以下	個別同意
田畑・山間地		農業用倉庫、林業用倉庫、市長が公益上必要と認めた建築物	個別同意

出典：京都市都市計画局建築指導部建築指導課<sup>8)</sup>より作成

### (2) 2階建て3階建て専用住宅更地新築の事例

基準「適用時に建築物が立ち並んでいる幅員4m以上の通り抜け通路」において、専用住宅の更地新築をする場合は個別同意として個別に審査される(表4)。敷地面積は120m<sup>2</sup>以上で、規模は3階建て以下（地階なし）と定められており、3階建てになると、適用時に前に建築物があり建替えの場合でも、個別同意として個別に審査される。対象の3事例は更地新築に該当し、個別同意の対象となった。例年、京都市では更地新築や3階建て専用住宅の事例数は少ないと報告されている。対象の3事例は、いずれも基準に適合し、審議会においても特に意見が出ずに、個別に許可が下された。

表4 専用住宅の更地新築の要件

項目	条件		同意種別	
	適用時以前に建築物が存していた場合	更地新築の場合		
敷地	適用時の敷地と同じ範囲であること。	敷地面積は120㎡以上であること。	/	
建築物等	用途	専用住宅又は適用時の建築物と同じ用途であること。		専用住宅のみとする。
	規模	専用住宅の場合、3階建て以下とすること。	適用時の建築物と同じ用途の場合、2階建て以下とすること。	3階建て以下とすること。
防火規定	2階建て	当該地の規定によること。		左記による。
		包括同意	個別同意	
	3階建て	準耐火建築物、耐火建築物又は法第62条第1項の規定に適合すること。		個別同意

出典：京都市都市計画局建築指導部建築指導課<sup>8)</sup>より作成

### (3) 接道長さ2m未満専用通路型路地の事例

基準「接道長さ2m未満の専用の通路に接する敷地の要件」において、当該通路のみに接する建築物の敷地が一つであり、他の者の利用がなく、その通路の幅員が1.5m以上であり、延長が20m以下であれば、個別同意案件として建築許可が下りる(図2、表5)。このような街区の奥敷地を利用するための「専用通路型路地」の存在も京都の特性の一つといえる。対象の4事例は、いずれも基準に適合し、審議会においても特に意見が出ずに、個別に許可が下された。

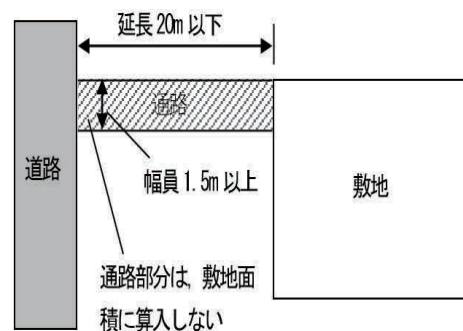


図2 専用通路型路地の概念図

出典：京都市都市計画局建築指導部建築指導課<sup>8)</sup>

表5 専用通路型路地の要件

項目	条件	同意種別
敷地	基準時の敷地と同じ範囲であること。	個別同意
要件	基準時に建築物が存していたこと。	
用途	専用住宅であること。	
規模	2階建て以下とすること。	
防火規定	準耐火建築物又は耐火建築物とすること。	
建築物等 通路	幅員は、1.5m以上であること。 延長は20m以下であること。 通路部分は敷地面積に算入しないこと。 通路の上空には、けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと（門扉や塀等の通行上支障のないものは除く。） 通路部分に防火対策を講じること（消火器、水栓の設置等）。 申請者は、通路権利者とともに申立書（様式2）を提出すること。法上の道路に直に接していること。当該通路のみに接する建築物の敷地は一つであり、他の者の利用がないこと。	

出典：京都市都市計画局建築指導部建築指導課<sup>8)</sup>より作成

#### (4) 通路権利者の同意に関する事例

通路権利者の同意に関する事例とは、通路幅員1.8m以上4m未満の通路に面する敷地での建替えは、本来、包括同意許可の対象とされるが、通路としての機能を担保するために定められている通路に関する基準（表6）において要件とされている通路の始端部権利者<sup>9)</sup>や関係権利者<sup>10)</sup>の同意が得られなかった場合に、個別に審査されて許可されたものである。通路の始端部権利者・関係権利者の同意が得られなかったのは、対象の土地権利者が相続登記を行っていない、又は亡くなっていて、現在の土地権利者が不明である等の理由があげられる。対象の8事例のうち、6事例は対象の土地権利者の相続人、又は対象地の土地管理者からの同意により、許可が下された。残り2事例は、対象通路の2項道路指定状況<sup>11)</sup>や通路状況<sup>12)</sup>から、通路の現状維持が担保できていると判断され、許可が下された。

表6 通路に関する基準の要件

通路の要件	ア 門扉等の通行上支障のある物がない
	イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がない。
	ウ 通路の維持管理についての申立書を提出している。
	始端部権利者の同意 関係権利者の同意 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項説明書を提出

出典：京都市都市計画局建築指導部建築指導課<sup>8)</sup>より作成

#### (5) 包括にも個別にも適合しない事例

京都市では、建基法第43条第2項第二号許可について包括同意基準と個別同意基準を定めており、原則として、両基準いずれにも適合しない事例は建基法第43条第2項第二号許可が下されない。しかし、その中でも検討する必要があると判断された事例は、事務局によって審査会に挙げられ審議される。そして、審査会の議論を踏まえて個別に判断されて、建基法第43条第2項第二号許可が下された事例が、5件存在した。それぞれの詳細について以下で述べる。

- a) 事例Aは、専用通路型路地の基準にあたる事例であるが、通路延長が20.528mであり、同基準で定められている「通路延長は20m以下であること。」に適合しない。この事例では、基準を0.528m超えるため条件を付加し、許可が下された。付加する条件とは、当該地の南側敷地への避難経路を確保するための避難用開口部をコンクリートブロック塀に設置することである。南側敷地の住宅は空き家であり、申請者の兄と南側敷地の土地所有者との関係が良好であることから、コンクリートブロック塀を幅約1m分撤去して避難用開口部を設置し、そこを行き来可能とすることについて了承を得ている。今

回の事例は、コンクリートブロック塀が3段しか積んでいないことや、当該通路と南側敷地の通路を合わせると約4m確保できること等、様々な条件がそろっており、通路延長が約50cm長いことについては代替措置としての条件を付加することで安全性は担保できると考えられ専用通路型路地の基準に準じて個別に許可が下された（図3、図4）。

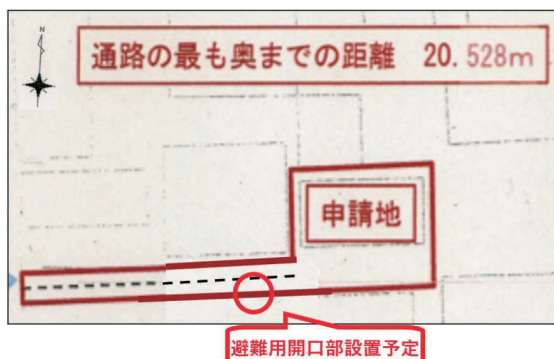


図3 事例A周辺地図



図4 事例A付加条件

b) 事例Bは、建基法第42条第1項第5号の規定に基づいて位置の指定を受けた道路（昭和46年12月24日付け、第2810号）に接した、建基法第43条第1項に規定する、2m以上の接道長に満たない（整備前1.741m）既存建築敷地において、鉄骨造2階建ての専用住宅を新築（建替え）するものである。この事例を審査する既存の基準がないため、既存の基準を準用し、個別の基準（表7）を定め、それにより許可が下された。2m以上の接道長に満たないことについては、コンクリートブロック袖壁やアプローチ階段を撤去して空地を確保し、通路後退杭を設置して2mの接道長を確保すること、またその空地の適正な維持管理についての申立書を提出することを付加条件とし対応している(図5)。

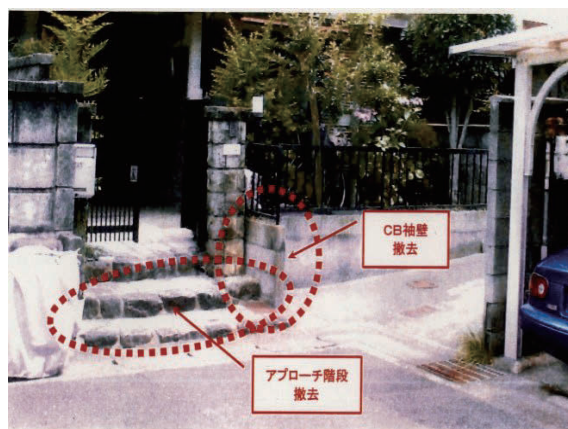


図5 事例B付加条件

表7 事例B許可条件整理表

	基準内容	本件計画
建築物の敷地	ア 道路に1.5m以上接している。	道路に1.74m接している。
	イ 適用時の建築物が現に存し、又は適用時以前に建築物が存していたことが確認できる。	適用時以前から建築物が存している。
	ウ 適用時の建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地若しくは更地と合わせて一敷地としたものであること。	適用時の建築物の敷地と同じ範囲のものであること。
建築計画	ア 専用住宅又は適用時の建築物と同じ用途である。	専用住宅
	イ 階数は2以下とし、地階を有しない。	地上2階建て
付加条件		道路境界線から北側及び東側について、申請地が2mの接道長が確保できるよう、当該範囲内に存する相談地及び隣接地内の塀等は除去し、空間を確保するとともに、新たな工作物等は築造しない。
		上記空地を適正に維持管理する旨、申立書の提出を求める。

出典：京都市都市計画局建築指導部建築指導課<sup>8)</sup>より作成

- c) 事例C・Dは、基準時に立ち並びがある幅員1.860～2.720mの行き止まり通路に面して、木造2階建ての専用住宅（一戸建ての住宅）を新築しようとするものである。この2事例は同敷地内で、従前の敷地割を変更し、木造2階建ての専用住宅（一戸建ての住宅）を2棟建築した事例である（図6）。建築審査会での審議の際に、「計画敷地が狭小であるため、居住空間としてはあまりよろしくない。」等の意見があったが、「基準時に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の行き止まり通路」の基準に準じて個別に許可が下された（図6）。

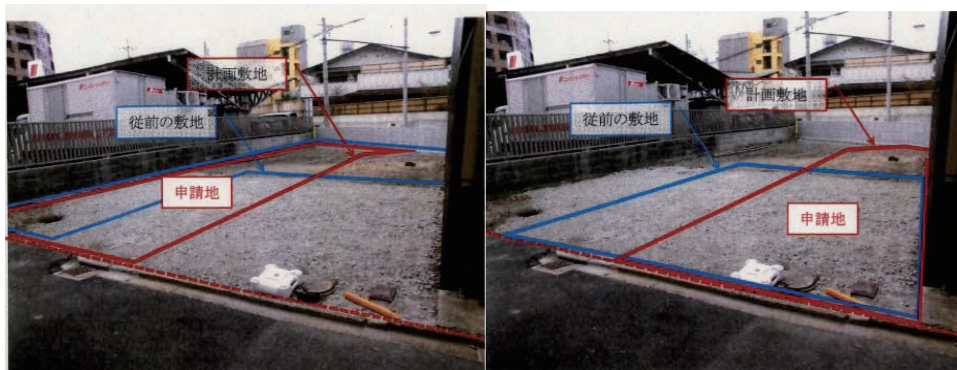


図6 事例C・D対象地

- d) 事例Eは、基準時において、法上の道路から京都市が管理する公園に通り抜けのある、幅員1.8m未満の箇所を有する通路に面して、2階建ての専用住宅を新築するものである（図7）。今事例の通路は、最小幅員1.8m未満の箇所を有した、4m未満の行き止まり通路であるため、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路としては不適合であるが、申請地から京都市管理の公園に通り抜けがあり、避難時の安全性は担保されていると判断され、「基準時に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の行き止まり通路」の基準に準じて個別に許可が下された（図7）。

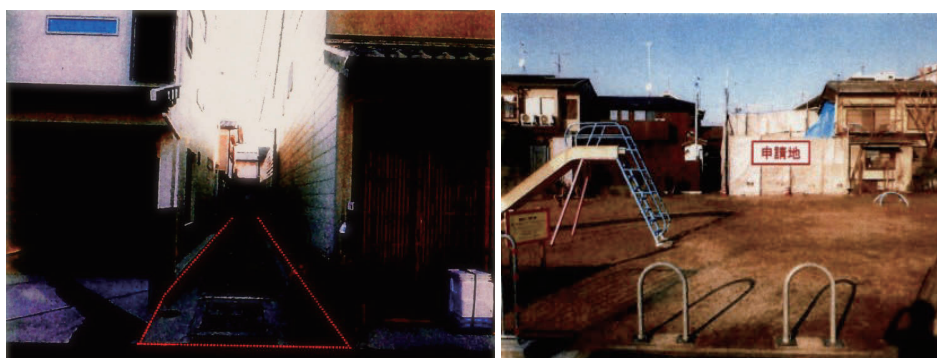


図7 事例E対象地

#### 4. おわりに

本研究では、京都市における建基法第43条第2項第二号許可制度の個別許可事例の分析及び本制度の運用実態を明らかにした。

通路権利者の同意に関する事例について、通路権利者が不明または亡くなっているために、通路権利者の同意が得られず、本来、包括許可として扱われるものが個別に審査されている事例が8件存在した。このうち、通路権利者の同意が得られていない代わりに、その土地相続人や土地管理者からの同意を得ることで、許可が下された事例が6件存在した。このことから、通路に関する基準の要件において、通路権利者の同意（始端部権利者・関係権利者）の項目に、その土地相続人・土地管理者からの同意（実印及び書面による）の項目を加え、そのどちらかの同意を得ることができていれば、包括同意案件として扱うべきであると考えられる。そうすることにより、事務処理の円滑化を図ることが可能になると考えられる<sup>(13)</sup>。

また、接道長さ2m未満の専用通路型路地の事例や2階建て・3階建て専用住宅の更地新築の事例のような、個別審議において特に議論がなく、許可が下されたものについても、個別同意基準から包括同意基準に変更することで、個別審査を省略し、事務処理の円滑化を図るべきである。また、広い空地における事例や包括同意基準にも個別同意基準にも適合しない事例のような、審議が必要なものについては、従来通り厳重に審査すべきであると考えられる。

包括同意基準にも個別同意基準にも適合しない事例については、条件を付加することで許可される事例がいくつかみられたため、これらの事例をパターン化し、個別同意基準として整理しておくことで、今後、同様の事例で円滑に審査を行うことが可能になると考えられる。

## 注釈

- (1) 本研究では、道路幅員が4m未満の道路を「細街路」と定義する。
- (2) 建基法第四十三条第二項第二号に規定されている「国土交通省で定める基準」のことであり、建基法施行規則第10条の3に定められているものを示す。
- (3) 建基法第43条第2項第二号許可制度は、以前まで建基法第43条第1項但書許可制度と呼ばれていたが、平成30年9月25日の建基法改正により位置づけが変更された。条文が変更されたのみで内容の変更はない。
- (4) 建築審査会事務局が事前に許可の可能性のある案件を選定している。
- (5) 京都市において、細街路を建基法上の道路とみなすには、周辺の建築計画概要書、近接する道路の位置指定の地籍図、開発登録簿、聞き取り調査等により、基準時において建築物の建ち並びがあり、幅員が1.8m以上の道であることを確認している。
- (6) 京都市から入手できた資料がこの期間に限定されていたため、この期間の許可事例を対象とした。
- (7) 個別許可事例を整理するにあたり、文献調査に加え、2019年8月27日に京都市役所へ訪問し、京都市都市計画局建築指導部建築指導課の担当者を対象としたヒアリング調査を行い、補足的にメールによる質疑応答を複数回行った。
- (8) 国土交通省令で定める基準は具体的ではないので、各自治体で具体化した基準を定めている。
- (9) 道路と通路の角敷地の権利者。
- (10) 対象敷地以外の対象通路に接する敷地の権利者。
- (11) 当該通路の大部分が建基法第42条第2項道路指定されており、同意を得られなかった土地部分のみが通路以外の用途に転用されるとは考えにくいとされ、「行き止まり通路の基準（基準第3-2-1）」に準じて個別に許可が下された。
- (12) 一端の始端部権利者からの同意が得られなかったことから、その部分は通路が無いものとして扱い（行き止まりとしている）、「行き止まり通路の基準（基準第3-2-2）」で個別に許可が下された。
- (13) これについては、2019年度に入り、同様の案件が続いたことから、2019年9月より、法定相続人からの書面及び押印による同意が得られた場合には、包括同意案件として処理することが決定したということ、京都市担当者からのメールにより把握した。

## 参考文献

- 1) 防災都市づくり研究会（2003）「都市再生のための防災まちづくり 密集市街地再生戦略」、ぎょうせい
- 2) 国土交通省 都市・地域整備局（2018）「政策課題対応型都市計画運用指針策定」
- 3) 有田智一（2008）「全国特定行政庁の狭あい道路問題への取り組み状況—43条但書、連坦建築物設計制度等—」『まちづくり資料シリーズ32-3 [新訂版：制度・事例充実]「狭あい道路とまちづくり」 PART III』、pp.129-134、首都圏総合計画研究所
- 4) 有田智一・岩田司（2000）「建築基準法接道義務の但書き既定の運用実態とその問題点」『日本建築学会計画系論文集第531号』、pp.187-194、日本建築学会
- 5) 加藤仁美・田丸重彦（2001）「建築基準法第43条第1項但書許可基準の実態に関する研究：東京区部の場合」『都市計画50巻』、pp.80-85、日本都市計画学会
- 6) 有田智一・岩田司（2000）「接道困難敷地の実態に対応した接道特例許可の運用のあり方」『日本建築学会計画系論文集第533号』、pp.135-142、日本建築学会
- 7) 京都市（2012）「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」
- 8) 京都市都市計画局建築指導部建築指導課（2018）「建築基準法第43条第2項の規定に基づく認定及び許可基準の手引」